

男鹿市訓令第8号

男鹿市企業等職員受入研修規程を次のように定める。

令和5年5月22日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市企業等職員受入研修規程

(目的)

第1条 この訓令は、国又は地方公共団体以外の団体（以下「企業等」という。）の職員を男鹿市行政実務研修員（以下「研修員」という。）として受け入れ、研修員の資質の向上及び市政への民間活力の導入を図り、もって市政の効率的な執行に資することを目的とする。

(受入れの基準)

第2条 研修員の受入れは、前条の目的に合致し、市政運営の公正性を阻害するおそれがないと市長が認める場合に限るものとする。

(研修員の決定)

第3条 研修員は、研修員を派遣する企業等（以下「派遣元企業」という。）から男鹿市行政実務研修員推薦書（様式第1号）により推薦のあった者の中から市長が決定し、その結果を男鹿市行政実務研修員決定通知書（様式第2号）により派遣元企業に通知するものとする。この場合において、研修員として受け入れることが適当と認めるときは、通知書（様式第3号）を研修員に交付するものとする。

(身分)

第4条 研修員は、派遣元企業の職員としての身分を有したままで、本市で研修を実施するものとする。

(研修期間)

第5条 研修期間は、1年以内の期間で市長が適当と認める期間とする。ただし、市長は当該研修の目的を効果的に達成するためその他必要があると認めるときは、派遣元企業と協議の上、1年を超える研修期間を定め、又は研修期間を延長することができる。

(給与等)

第6条 研修期間中の研修員の給与(手当を含む。)は、派遣元企業が研修員に直接支給するものとする。ただし、時間外及び休日労働に係る割増賃金については、派遣元企業と協議の上、市が当該相当額を派遣元企業に対し負担することができるものとする。

2 研修の実施に伴い必要となる出張旅費等の費用弁償は、原則として市が負担する。

(研修員の服務)

第7条 研修員の勤務時間は、市の一般職の職員の勤務時間の例によるものとする。ただし、研修の実施にあたり必要があるときは、市と派遣元企業が協議の上、変更できるものとする。

2 研修員は、研修期間中に知り得た情報を、研修期間中及び研修終了後において漏らしてはならない。

(災害補償)

第8条 研修員の研修中の災害又は通勤による災害については、派遣元企業において補償するものとする。

(協定の締結)

第9条 研修員の受入れに関し、必要があると認めるときは、派遣元企業と協定を締結するものとする。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、企業等職員の受入れの実施に関し必要な事項は、総務企画部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年6月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 男鹿市民間企業等職員の受入れに関する要綱（平成26年3月31日制定）は廃止する。